

資料 1

参考

○公営住宅法（抜粋）

（この法律の目的）

第 1 条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる生活を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

○久喜市市営住宅条例（抜粋）

（久喜市市営住宅入居者選考委員会の設置）

第 50 条 市長は、入居予定者の選考等に関する事項を審議するため、久喜市市営住宅入居者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の職務、組織等に関し必要な事項は、規則で定める。

○久喜市市営住宅条例施行規則（抜粋）

（久喜市市営住宅入居者選考委員会の職務）

第 24 条 久喜市市営住宅入居者選考委員会（以下「委員会」という。）は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項について必要な調査及び審議を行う。

- (1)条例第 6 条第 3 項の規定に基づく市営住宅への入居の適否
- (2)条例第 9 条及び第 10 条に規定する入居予定者及び入居補欠者の選考
- (3)その他市長が必要と認める事項

（委員会の組織）

第 25 条 委員会は、委員 10 人以内で組織し、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

（会長及び副会長）

第 26 条 委員会に会長及び副会長 1 人を置き委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（委員の任期）

第 27 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第 28 条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

○久喜市市営住宅条例（抜粋）

（入居者の資格）

第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。この項、第11条第5号及び第14条において同じ。)があること。ただし、次に掲げる者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める者を除く。)にあっては、この限りでない。

ア 60歳以上の者

イ 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障がいの程度が次の(ア)から(ウ)までの障がいの種類に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までであるもの

(ア) 身体障がい 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで

(イ) 精神障がい(知的障がいを除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級まで

(ウ) 知的障がい (イ)に規定する精神障がいの程度に相当する程度

ウ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1表ノ3の第1款症であるもの

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

オ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第2項の規定によりなお従前の例に

よることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者

カ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下クにおいて「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次の(ア)又は(イ)に該当するもの

(ア) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)に規定する一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

3 市長は、入居の申込みをした者が第1項第1号ただし書の身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める者に該当するかどうかを判断しようとする場合は、久喜市市営住宅入居者選考委員会に諮るものとする。

(入居予定者の選考)

第9条 市長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居の予定者(以下「入居予定者」という。)の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。

(1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者

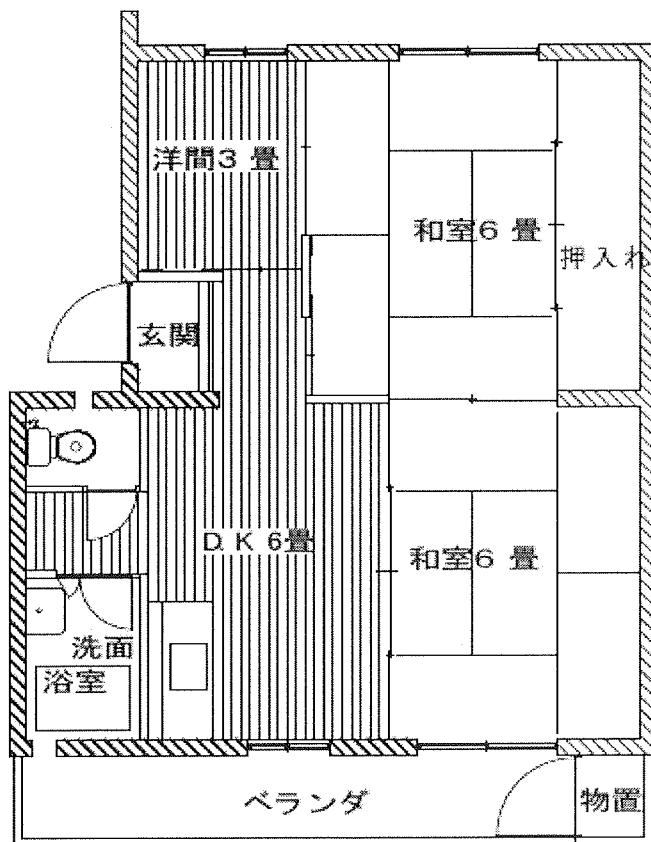
(2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者

(3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者

- (4) 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者(自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。)
 - (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
 - (6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者
- 2 市長は、前項各号のいずれかに該当する者について住宅に困窮する実情を調査し、久喜市市営住宅入居者選考委員会に報告するものとする。
- 3 市長は、久喜市市営住宅入居者選考委員会の意見を聴いて入居予定者を選定する。
- (入居補欠者)
- 第 10 条 市長は、前条の規定により入居予定者を選考する場合においては、入居予定者のほかに順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を久喜市市営住宅入居者選考委員会の意見を聴いて定めることができる。
- 2 市長は、入居予定者が市営住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから、その順位に従い入居予定者を選定するものとする。

市営住宅の概要

団地名：柳島団地
所在地：久喜市南2丁目11番6号
建築年度：昭和48年（築43年）
敷地面積：1,270.94 m²
建築面積：915.11 m²
構造：鉄筋コンクリート造3階建
標準家賃：14,400円
戸数・間取り等：205号室
2UDK（6畳、6畳、ユーティリティールーム、ダイニングキッチン）
床面積 52.62 m²



久喜市市営住宅柳島団地

